

町田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2 0 2 0 年) 1 2 月 1 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年3月町田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>令和3年3月31日</u>までの間で規則で定める日限り、その効力を失う。 <u>ただし、同日以前に同項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった危険手当で、同日後に支給するものについては、同項の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>令和3年1月31日</u>までの間で規則で定める日限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。